

農作物共済

年	主な制度改正・災害等
昭和22年	農業災害補償法公布
	22年産水稻(23年産麦)から適用
	一筆方式の3割超過被害が対象でスタート
昭和38年	農業災害補償法の一部改正
	当然加入基準の引き上げ
	料率の設定を県単位から組合単位へ
	病虫害事故除外制度の導入
昭和41年	7. 17の集中豪雨で水害
	水稻共済で支払共済金約8億円
昭和42年	8. 28の集中豪雨で水害(羽越水害)
	水稻共済で支払共済金約12億円
昭和46年	農業災害補償法の一部改正
	組合の選択による農家単位(半相殺)の実施が可能
昭和51年	農業災害補償法の一部改正
	地域指定による全相殺農家単位の導入
	低温、少照、多雨の年で冷害、いもち病多発
	水稻共済で支払共済金約16億円
昭和55年	7月以降低温、寡照、山間地でいもち病が多発生、高冷地で冷害
	水稻共済で支払共済金約10億円
昭和57年	台風10号のフェーン風、台風18号の豪雨被害
	水稻共済で支払共済金約13億円
平成4年	天候に恵まれ新潟県の作況指数は104「やや良」
	水稻共済で支払共済金約600万円(過去最低額)
平成5年	農業災害補償法の一部改正
	法人格を持たない組織(農業共済資格団体)の加入が可能
	全相殺(個人全相)の加入拡大
	全国的な大冷害、新潟県の作況指数89「著しい不良」
	水稻共済で支払共済金約24億円
平成11年	農業災害補償法の一部改正
	一筆、半相殺方式の支払開始損害割合の特例開始
	(一筆方式は2割超過被害からの支払い)
平成15年	実測調査要領の一部改正
	水稻の収量とする基準(縦目篩の網目)が ¹ 1.7mmから1.8mmへ
	農業災害補償法の一部改正
	引受方式、補償割合の農家選択拡大
	水稻品質方式の導入
平成16年	7. 13中越水害、相次ぐ台風(15号、16号、18号等)襲来による被害
	水稻共済で支払共済金約27億円(過去最高額)
平成22年	水稻登熟期の記録的な高温、少雨による品質低下被害
	うるち米1等級比率が過去最低の21%(水稻共済品質方式で支払共済金約4億円)
平成23年	「平成23年7月新潟・福島豪雨」による水害
	水稻共済で支払共済金約8億円
平成27年	8. 25～26日の台風15号(風害)、9. 9～10日の台風18号(水害)による被害
	下越北地帯の作付指数91「不良」
	水稻共済で支払共済金約11億円
平成28年	天候に恵まれ新潟県内の作況指数は、全国で最も高い108「良」
平成30年	農業保険法施行
	当然加入制から任意加入制へ移行、地域インデックス方式、一筆半損特約の導入
令和3年	水稻収量等級改定要領の一部改正
	水稻の収量とする基準(縦目篩の網目)が ¹ 、1.8mmから1.85mmへ
	令和3年産をもって一筆方式の廃止
令和5年	梅雨明け以降の記録的な高温・少雨による品質低下被害
	コシヒカリの1等級比率が過去最低の3. 9%
	水稻共済品質方式で支払共済金約9億円